

議案第96号

令和2年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和2年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算について、監査
委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和3年9月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和